

健康づくりに関する鹿児島県と大塚製薬株式会社との連携協定

鹿児島県(以下「甲」という。)と大塚製薬株式会社(熊本支店扱い:以下「乙」という。)とは、鹿児島県民(以下「県民」という。)の健康づくりに関する取組に関し、以下の通り協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力し県民の健康づくりの推進に向けて取り組むことで、県民の健康的な生活の実現に資することを目的とする。

(連携・協力分野)

第2条 甲と乙とは、前条の目的を達成するため、次の各号に定める分野について連携し協力する。

- (1) 県民の健康づくり(健康かごしま21)に関すること。
- (2) スポーツの振興及び青少年の育成に関すること。
- (3) 災害時における被災者への貢献や協力に関すること。
- (4) その他両者が協議し必要と認めること。

2 前項の連携及び協力の実施時期、実施方法等具体的な事項については、甲乙協議の上、別途定める。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、前条第1項の連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第3者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(有効期限)

第4条 本協定の有効期限は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期限が満了する1か月前までに甲乙いずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

(変更及び解除)

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む)との関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(疑義の解決)

第7条 本協定の定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年4月25日

甲 鹿児島県鹿児島市鳴池新町10番1号

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 熊本県熊本市中央区辛島町3-20
大塚製薬株式会社 熊本支店

熊本支店長 中村 吉裕